

平成28年度

第3回目黒区総合教育会議

会議録

(平成28年12月27日開催)

平成28年度第3回目黒区総合教育会議会議録

1 開催年月日 平成28年12月27日

2 開催場所 教育委員会室

3 出席者

目黒区長	青木英二
教育委員会教育長	尾崎富雄
教育委員会教育長職務代行者	中山ひとみ
教育委員会委員	木村肇
教育委員会委員	笹尾敦夫
教育委員会委員	後藤幸子
企画経営部長	濱出直良
総務部長	伊藤和彦
文化・スポーツ部長	上田広美
子育て支援部長	荒牧広志
教育次長	関根義孝
政策企画課長	秋丸俊彦
総務課長	中野愉界
人権政策課長	千葉富美子
文化・交流課長	村上隆章
スポーツ振興課長	山口英二郎
子育て支援課長	唐牛順一郎
子ども家庭課長	高雄幹夫
教育政策課長	山野井司
学校統合推進課長	増田武
学校運営課長	佐藤欣哉
学校施設計画課長	照井美奈子
教育指導課長	田中浩
統括指導主事	古舘秀樹
教育支援課長	酒井宏
生涯学習課長	濱下正樹
八雲中央図書館長	大迫忠義
事務局	4名

4 傍聴者 1名

5 議題

(1) 目黒区いじめ防止対策推進条例（仮称）骨子（案）及び目黒区いじ

め防止基本方針案（案）について  
（2） その他

6 会議の結果及び主要な発言  
別紙のとおり。

(午前9時30分開会)

- 区長            定刻となりましたので、ただいまより平成28年度第3回の総合教育会議を開催いたします。  
                    本会議は、原則公開であります。傍聴の申請がありますので、許可したいと思っておりますがいかがでしょうか。

(各委員同意)

- 区長            傍聴の方、どうぞお入りください。
- 区長            それでは、冒頭、ご挨拶を申し上げたいと思います。  
                    清掃事務所の職員以外は、明日で今年の業務が終了ということ  
                    であります。  
                    師走、書いて字のごとく、先生方も駆け回るということで、文字どおりお忙しい中を会議にご出席いただいたことに、お礼を申し上げたいと思います。  
                    今年最後の会議ということで、若干振り返ってみたいと思います。  
                    7月19日に会議を開催させていただきまして、目黒区のいじめ防止対策を進めていく条例について議題とし、また、ご意見をいただきました。あわせて、東京2020オリンピック・パラリンピックのムードを盛り上げていくということと、着実に実施していくということで、目黒区に推進本部を設置いたしました。こういったこともお話をさせていただいたところでございます。  
                    目黒区のPRで恐縮ですが、その一環として、オリンピック・パラリンピックのムードを盛り上げていくということで、初めての公道を使ったマラソン大会を開催させていただきました。小学生、中学生、合わせて200名を超えるお子さんたちにも参加をしていただきました。特にうれしく思うのは、中学生が24名、ボランティアで給水のお手伝いをしていただいたということでございます。  
                    また、医師会のほうでは医療スタッフということで、当日、救護所に詰めていただいて、大きなトラブルもなく終了させていた

だいたということでございます。改めてお礼を申し上げたいと思います。

さて、10月4日には、条例の骨子案等と、めぐろ学校教育プラン改定素案の案を議題とさせていただいたところでございます。

その後、10月25日から11月28日に、条例骨子案等について広く区民の皆さんからご意見をいただくパブリックコメントが行われました。その報告等も今日行わせていただくところでございます。

この間、新聞報道もされておりますけれども、11月に横浜市で、福島原発の事故から自主避難をされたお子さんがいじめに遭い、今月に入っては、新潟市の小学校で、学校の先生が避難したお子さんを、ばい菌といいますか、「きん」づけで呼んだということもあったところがございます。また、世田谷区でもいじめがあったということが、大きく報道されております。

こういったことも踏まえまして、ご意見をいただければと思っております。

今後のスケジュールについては、今の予定では、来年の第1回区議会定例会に、条例案を提出させていただくことを考えているところですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(議題(1) 目黒区いじめ防止対策推進条例(仮称)骨子(案)及び目黒区いじめ防止基本方針案(案)について)

○区長                   それでは、議題に入ります。  
目黒区いじめ防止対策推進条例(仮称)骨子(案)及び目黒区いじめ防止基本方針案(案)を議題に供します。

それでは、2点について、事務局から説明を受けます。

○説明者               (資料により説明)

○区長                   ありがとうございました。

今説明がありましたように、一つは対象範囲を区立学校から広げて他の学校、私立学校、さらに学童保育クラブ、こども園等まで広げているということがあります。それから、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の項目を追加したこと。あとは、文言の整理もさせていただいたということでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、ご発言、ご意見、ご要望等がありましたら、よろし

くお願いいたします。

○委員

この間、教育委員会でも議論をしてきまして、例えば、条例においては前文が入れ込まれたことにより、いじめが基本的人権を侵害するもので、絶対に許されないものだということを高らかにうたうということで、区民あるいは児童・生徒など、皆さんにそういうことをきちんと知っていただくという意味では、非常によいレベルのものになったと思います。

それから、基本方針案の中で、対象が広がったことによって、誰が何をするのかというのがやや不明な点がありましたけれども、今回、主体がはっきり書かれていますので、整理されたものになってきたというふうに思います。

これは何度も申し上げるんですけれども、条例をつくる、基本方針をきちんと整備するというのはとても大事なことですけれども、今度、この中でもいろいろな組織ができます。これを実際に運営していくのは結構難しいところがあるので、いいものをつくったので、ぜひよい運営をして、実際の場面にうまく適合するようにしていただきたいと思います。先ほど区長のご挨拶にあったように、他自治体などは、やはり重大事態という認識がすごく甘くて、ああいう重大な結果になってしまったのだと思うので、やはり現場や教育委員会のレベルでの対応というのは非常に問われてくると思うので、ぜひこの条例や基本方針を生かして、いいものにしていって、対応もしっかりしていただきたいというのが要望でございます。

○区長

要望ということでよろしいでしょうか。

○委員

はい。

○区長

他にございますか。

○委員

こちらの基本方針案と条例骨子の案に関しましては、何度も検討を重ねてくださいまして、しっかり考えられ、全てが網羅されていて、内容としては十分だと私は思います。

ただ、やはり先の委員の話ともリンクするのですけれども、この条例ができたからといって、直ちにいじめの抑止力になるかというところ、そこはちょっと違うかなと思いますし、パブリックコメントにも書かれているように、条例の存在すら知らない人がいることも予想されるということで、この条例を果たしてどのように活用していくのかというところを、今後皆さんで考えていただきたいと思います。

いじめは学校で起きますけれども、その素地というのは家庭でつくられていく部分もあるのではないかと保護者としては思います。恐らく子どもたちは学校でいじめのことにに関してよく考えています。先生たちはもちろん、いじめがないように常に考えながら教育をされていると思います。一番いじめに関して認識が薄いと思うのは保護者という立場ではないかと保護者の一人として思いますので、その保護者に、このような条例があることを、保護者の責務があることを、どのように啓発していくかというところを、単にホームページに、「条例ができました」と載せるだけでなく、方法をもう少し考えていただき、ぜひ活用をしていただきたいと思います。

以上です。

○区長 まさにそのとおりで、どう運用していくかというのは大事ですから、これからその点をしっかりと教育委員会と私ども区長部局で協力しながら進めてまいります。条例ができたからこれよしということではありません。ほかの条例も全て同じで、それを具体化していくということが大切だと、区長としても思っておりますので、十分私どもも認識をして当たっていきたいと思います。

他にございますか。

○委員 私も基本的には、同じ趣旨でございますけれども、私の経験から申し上げますと、やはり主語・述語の述語の部分、これをいかに実現するかということが非常に問われているのではないかと思います。例えば、条例の中にあります「取り組む」とか「努力する」というような、一つ一つの言葉は非常にきれいなのですけれども、それを一つの成果として、後でまた区民の方々に公表するとき、こういった結果が努力したことである、取り組んだことであるという形で、確かにやっているのだということを表現できるように、これからも努力していただきたいと思います。これは要望です。

実は、教育委員会の議論の中でもいろいろ意見を言わせていただきましたけれども、その都度、懇切丁寧に対応していただいた事務局の対応に本当に敬服しております。そういう意味で、ものすごくいいものができていると思いますので、ぜひ、先ほど言いました、実際の行動で成果が表現できるような方向に進めていただきたいと思いますという要望を申し上げますということです。

○区長 ありがとうございます。

他にございますか。

○委員 本当にいろいろな検討を重ねられて、推敲を加えて、いい条例骨子の案になったというふうに私自身は感じております。

その中で2点。

まず、いじめというものについての定義なんですが、「当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」という表現で反映はされているのですが、いじめというものに関して個人差が非常にあるということも一緒に啓発にさせていただければと思います。例えば、容姿について、ちょっと太っているねとか、色が黒いねとかいうことも、人によっては非常にそれが傷つく言葉であったりする。何気なくそれを聞き逃してしまう、苦痛というものに対する感受性の差があり、抵抗力が違うということ、この条例を周知するとき、そういう啓発も一緒にさせていただければと思っております。

もう一つ、先の委員がおっしゃったとおりに、いじめに対して、認知した場合の対応というのは迅速を要すると思います。医療でいえば、例えば胃炎で胃がしくしく痛いといったら、土日が入ったり休みがあったら休み明けに受診すればいいなということですが、いじめというのは、もしかすると心臓の病気とかそういうものと一緒ではないかと思うのです。できるだけ早く対応しなければ、その後、状態が急変する、悪くなるというおそれもあるので、フローチャートその他で、委員会の設置、対策を迅速にさせていただければという2点をお願いします。非常にいい条例骨子の案ができたのではないかと思っております。

以上です。

○区長 ご要望ということでよろしいでしょうか。

○委員 はい。

○区長 教育長のほうから。

○教育長 私のほうからも意見を述べさせていただきます。今4人の教育委員の方からご意見、ご要望、感想があった点と、かなり重なる点があるかと思っておりますけれども、私なりに整理した考え方を申し上げます。

まず初めに、いじめ防止条例の制定に向けて、検討に熱心なご議論いただきました関係の部課長には、深く感謝を申し上げたいと思います。1週間前になりますけれども、12月20日の教育委員会におきまして報告を受け、いろいろ意見が出されました。



それを踏まえて、1週間という短い期間でありましたけれども、関係部局との連携を図りながら、今日に至ったものと考えております。

全体の感想でございますけれども、一言で申し上げれば、目黒らしい条例骨子の案になったと考えております。それは、とりもなおさず我が国における児童の権利条約批准に関連いたしまして、未来を担う子どもたちの生きる力を育み、子どもと大人がともにつくる地域社会の実現を目指した目黒区子ども条例の基本理念、こういったものを踏まえながら、児童等のいじめ問題に特化した個別条例として整合を図った点だと考えております。

以下、具体的に、4点の意見、感想と、1点の要望を述べさせていただきます。

まず、第1点目は、これまでも各委員から出ておりましたけれども、骨子案の2ページ目になりますけれども、パブリックコメントにおきまして、やはり条例の基本理念が見えてこないということ多数いただいておりますけれども、第2のところの前文を入れていただきまして、ここで基本理念というのは明確化になったものと思います。特にこれはいじめ防止対策推進法を受けての条例という色彩が濃いわけですので、この中では、いじめは生命・身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるといった点が特筆されるものと思っております。

それから、2ページ目の4の用語の定義の(2)でございますけれども、ここでは、私立学校等も含め、子どもにかかわる全体の問題として、幅と奥行きを広げた点であります。区立学校の児童・生徒とのかかわりの中では、当然、学校の管理下だけではなくて、管理下以外の放課後の場におきましても、いろいろな事象があるわけですので、そういった点で、ここでは私立学校等にも広げたという点は評価されると思っております。

なお、基本的には、寄附金などによって設立された私立学校の建学の精神、これについては最大限尊重した上での対応が必要と思っております。

それから、5ページ目の12の区立学校以外の学校等への協力要請でございますけれども、区立学校以外の学校等への協力要請に当たりましては、個々の場面では個別具体的な事象を見ますと、公私立幼稚園や保育園、児童館、学童保育クラブ等への協力要請が必要な場面ということは想定されますことから、ここできちっ

と規定整備がなされた点は特筆されるものだと思っております。

第4点目は、基本方針でございますけれども、主な変更点は説明がありましたけれども、やはり議会要望で一番強かったのは、基本方針の6ページになりますけれども、2行目、4行目、6行目、それから(5)の区民等の責務で何カ所か、変えようがないというか、的確な表現として、条例上は「努める」としておりますけれども、議会を中心に、表現としては強過ぎるんじゃないかという意見があったことなどを踏まえまして、ここでは「努める必要がある」ということで表現をやわらげましたけれども、基本的には目指すところは同じということでありまして、この点については特筆できる点だと思っております。

以上、意見については4点でございますけれども、最後に要望でございますが、別紙3のパブリックコメントの実施結果の、特に対応区分がこれでいいのかどうかということと、検討結果の対応策のところの記述が意見内容と整合が図られているかどうか、もう一度しっかりと、精査をいただきたいと思っております。特に3000番台以降のところでは、複数のもので幾つかまたがって入っている対応区分となっておりますので、そこでの取り扱いをどうするかということについては、さらに精査をしていただきたいと思っております。

最後に、これは各委員共通でございますけれども、条例とか基本方針をつくるのが目的ではなくて、それをいかに生かしていくかということでありまして。特に今回の条例と基本方針は、いじめの未然防止、早期発見、早期対応ということではありますけれども、その発端といいますのは、やはり昭和61年に発生した中野区の富士見中学校における中学生のいじめ自死、それから四半世紀たってからやっと、大津市のいじめによる自死事件をきっかけとして、議員立法ができたこと、この点を私たちは忘れてはならないと思っております。いつこういった事例がどこの自治体で起きるかということは、全くこれは予測が付きにくいところもありますけれども、今回、仕組みと仕掛けができましたので、あとは精神を吹き込むということが大切だと思いますので、全庁・全区民・全関係機関を挙げての取り組みだと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○区長

よろしいですか、何か。

最後、私からも要望1つと、それから具体的にご質問したいと思います。

要望については、もう皆さんお話をされたので、繰り返すことはないのですが、どう啓発をしていくかということ。一般的には区報等でお知らせをしますけれども、当然それだけで終わることではないので、これから教育委員会、私も区長部局で検討しながら、区長としてしっかりやっていきたいと思います。

それから、具体的に活用しないといけないということでいうと、例えば、範囲が私立学校等も含まれるということですが、2パターンで、どういう制度設計になるか、聞きたいのですが。例えば私立小学校の中で起きた場合は、区としてはどういう対応になるのか。それから、区立小学校の児童と私立小学校の児童との間で起きた問題では、両方重なっている部分とか、どういうふうなすみ分けになるのですか。具体的に、まだそこまで検討はいいかないのか。何か具体的に動き始めると、どういうことになるのですか。

○説明者      まず、1点目の私立の学校で起きた場合ですけれども、これは、区として何かをするということではなくて、学校のほうで法律あるいは東京都の条例に基づいた対応をするという形が基本かと思います。

それから、区立と私立の間で何か起こったという場合ですが、いろいろなケースが想定されまして、通常ですと、学校の中で起こっているいじめ、これへの対処が基本になるかと思うのですが、私立と区立の児童・生徒が起こすとなると、一体どこがいじめの中心的な場所なのか、そういったことも個々具体的に、見極めながら、それに応じた対応をとっていく、そういう必要があるのかと考えています。

以上です。

○区長      似た話で、かつては区を越えて区立学校同士、あえて固有名詞は挙げませんが、現実にはありました。例えばそういった場合は、どういう対応になりますか。うちもこういう条例があっても、例えばほかの区も条例ができて、あってはならないことですが、絶対起きないということではないので、この辺はどういうことになりますか。

○説明者      そういった場合には、区の事務局同士で連携を図って、学校同士が協議できるような場を設定していくなどの対応になろうかと

考えております。

以上です。

○区長

わかりました。

それでは、ご意見、ご要望等、ほかによろしいですか。

ないようですので、意見、要望、質疑を終わります。

今後についてですけれども、今また新たにいろいろなご意見、ご要望等も伺って、こういったことも踏まえながら、条例案として取りまとめをして、第1回区議会の定例会に提出させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事を終わります。

(議題(2) その他)

○区長

その他に入ります。その他、いかがですか。

○説明者

ございません。

○区長

ないようですので、その他も終わります。

それでは、以上をもちまして、第3回の会議を閉じさせていただきたいと思っております。

1年、本当にありがとうございました。

(午前10時14分閉会)